

従業員向け講習会等の講師料助成します！！

1回 最大 20,000円

※① 1団体あたりの講師派遣回数は、年度で3回までとします。(1日単位で1回とします)

※② 新入社員等のために実施する研修会については、連続した3日までを1回とし、年度で1回のみとします。

企業様における営業、販路拡大
研修、美容組合様におけるカット
講習会等々、多くの団体様にご
利用いただいております！！



対象者

品川区内の中小企業者、中小企業団体、商店街振興組合、商工団体等

募集期間

令和4年4月1日(金)から令和5年2月28日(火)まで

対象費用

下記すべてを満たすものが対象です。

- (1) 中小企業の社員もしくは商工団体の構成員の資質向上に資すると認められる講習会、研修会等(役員のみが対象の場合は助成対象外です。)
- (2) 品川区内の中小企業、商工団体が申請年度内(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に実施する講習会、研修会等で講師に支払う講師料

申請書類

以下(1)～(5)の書類をご用意のうえ申請ください。

- (1) 講師派遣申請書(区指定様式)
- (2) 講習会の見積書
- (3) 当日の講習会や講師のプロフィールが分かる書類
- (4) 履歴事項全部証明書(発行から3カ月以内のもの)
- (5) ご担当者様の名刺

書類審査後に交付を決定いたします。追加書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

また、講習会終了後に当日の実施内容が明確にわかる講習会の議事録の提出が必要です。

留意事項

- ・ 講師料は申請事業者ではなく、講師に直接支払います。
- ・ 申請時、すでに講習会等が終了している場合でも、上記令和4年度中の実施であれば、申請可能です。
- ・ 申請時、すでに講師料を支払っている場合は、対象外です。